令和８年２月吉日
奈中発第６６号

市町村教育委員会　様

奈良県中学校体育連盟
会　長　楢原　祥弘

指導者資格の緩和について

奈良県において、令和８年度４月より教員による休日の部活動指導が廃止に伴い、各市町村教育委員会主導の下、地域移行に取り組んでいただいていることと思います。しかしながら中体連大会に出場するためには、（公財）日本中学校体育連盟・近畿中学校体育連盟が定めている各競技種目の参加特例に準じなければなりません。

奈良県内の状況を踏まえると指導者資格のところがネックとなり、地域クラブ活動の指導者が見つからない状況である為、中体連へも要望が寄せられました。

奈良県中体連で検討した結果、中体連が主催している大会においては下記の期間については指導者資格を取ってもらうことを条件として、猶予することといたしました。

記

猶予期間　令和8年4月 ～ 令和１０年3月３１日まで

※　毎年（公財）日本中学校体育連盟・中央競技団体・各専門部で細則が見直され、参加資格の特例が変更されますのでその都度専門部細則をご覧下さい。

※　近畿大会や全国大会においては各競技規則通りとされておりますので、奈良県で勝ち上がった場合は、出場辞退となることもご了承下さい。また、その場合の上位大会への出場資格については各専門部の定めに従って下さい。